

11月の相談いろいろ

●マークのあるものは予約制です。

相 談 名			日 に ち	時 間	相 談 員	問合せ及び場所	
暮 ら し	☎法律相談		第1・3火曜日 第1～5水曜日	午前10時～午後3時	弁護士	人権推進課☎048-477-1513 ※第4火曜日の法律相談の場所は、にいざほっとばらざです。	
			第2・4火曜日		女性弁護士		
	年金・社会保険・労働相談		2日(木)		社会保険労務士		
	人権相談 ※1		30日(木)	午後1時～3時	人権擁護委員		
	行政相談 ※2		27日(月)	午前10時～正午	行政相談委員		
	☎税務相談		13日(月)	午後1時～4時30分	税理士		
	☎登記相談 ※3		10日(金)		司法書士、土地家屋調査士		
	女性困りごと相談 ※4 (男性も相談できます)		毎週月・火・木・金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後5時	女性困りごと相談員(女性)	女性困りごと相談室☎048-477-1835	
			11日(土)	午前10時～午後6時		にいざほっとばらざ☎048-486-8639	
	消費生活相談 ※5		毎週月曜～金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後4時30分	消費生活相談員	消費生活センター☎048-424-9162	
	多重債務相談					消費者ホットライン☎188	
	☎分譲マンションに係る相談		21日(火)	午後1時30分～4時30分	埼玉県マンション管理士会	建築開発課☎048-477-4519	
	空家に関する相談		毎週月曜～金曜日(祝日を除く)	午前8時30分～午後5時15分	市職員	交通防犯課☎048-477-2484	
	暴力団等に関する相談						
犯罪被害者相談							
税 金	市税などの納付・納税相談 ※6		12日(日)	午前9時～午後4時	市職員	納税課☎048-477-1852	
			毎週月曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時30分			
			毎週月曜～金曜日(祝日を除く)	午前8時30分～午後5時15分			
子 ど も	子育て相談		毎週月曜～金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後5時	家庭児童相談員	家庭児童相談室☎048-477-2865	
	子育て電話相談		毎週月曜～金曜日(祝日を除く)	午後1時～4時	公立保育園園長	第一保育園☎048-478-4928 第二保育園☎042-422-3803 栄保育園☎048-477-4626 西堀保育園☎042-492-3111 北野保育園☎048-477-0039 新座保育園☎048-477-4627	
				午前10時～午後4時	保育士、栄養士、看護師	山びこ保育園☎048-481-5095	
	教育相談・いじめ相談		毎週月曜～金曜日(祝日を除く)	午前10時～午後6時 (来談は午後5時まで)	教育相談員	教育相談室☎048-477-4152	
	ひとり親家庭等相談		毎週月曜～金曜日(水曜日及び祝日を除く)	午前9時30分～午後5時	母子・父子自立支援員	児童福祉課☎048-424-9161	
高 齢 者 ・ 介 護	高齢者に関する相談 ※7		毎週月曜～金曜日(祝日を除く)	午前8時30分～午後5時15分	市職員	介護保険課☎048-477-6892 長寿支援課☎048-424-9611	
	出前介護相談 ※8 (介護サービス、体操、健康相談など)	主に栄・新塚・馬場・畑中在住の方	①22日(水)	午後1時30分～3時	高齢者相談センター職員	東部第二高齢者相談センター☎048-480-7808 ※場所は①畑中公民館、②栄五丁目集会所 ※動きやすい服装で上履き・タオル・飲物をご持参ください。	
			②30日(木)				
仕 事	内職相談		毎週月曜～金曜日(祝日を除く)	午前8時30分～午後5時15分	市職員	経済振興課☎048-477-6346	
	職業相談			午前10時～午後5時	職業相談員	新座市ふるさとハローワーク☎048-477-1859	
	☎就業相談			16日(木)	午後1時～3時	キャリアカウンセラー	経済振興課☎048-477-6346
健 康 ・ 福 祉	社協ふくし総合相談 ※9		毎週月曜～金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後4時	社会福祉士 福祉活動専門員ほか	社会福祉協議会☎048-480-5705	
	ボランティア相談 ※10				ボランティアコーディネーター		
	電話健康相談			午前8時30分～午後5時15分	保健師、栄養士	保健センター☎048-481-2211	
	精神保健と福祉の相談 ※11		社会福祉主事 保健師		障がい者福祉課☎048-477-6891 保健センター☎048-481-2211		

※1 人権侵害・名誉毀損など ※2 行政に対する苦情・要望など ※3 不動産登記などの登記全般 ※4 離婚問題、配偶者（パートナー）からの暴力、性的マイノリティの相談など
※5 日常生活における契約上のトラブルなど ※6 市税などの納付、納税猶予に関すること ※7 介護保険、高齢者虐待、成年後見制度など ※8 65歳以上の方対象 ※9 生活
上の心配ごとなど ※10 ボランティアをしたい方、受たい方対象 ※11 こころの病気に関すること

再利用あっせん窓口

⑤ 学習机及び椅子、ベビー布団セット(敷布団、掛け布団、マット)、プリンター複合機、冷蔵庫、洗濯機、卓上電動糸のこ替刃つき)、サイドボード、椅子、鍵盤ハーモニカ、絨毯、犬用乳母車(カート)、水槽(ガラス製)、アルミ製大鍋、小型噴霧器、ひな人形、介護用簡易トイレ

⑥ シングルベッド、ステンドグラス作成キット

10月13日調べ ▶登録期間3か月
※**無**は無料、**有**は有料



問合せ 経済振興課(☎048-424-9606)

消費生活情報



必要以上に購入・契約をさせる過量販売にご注意ください
～法改正で契約取消ができるようになりました～

高齢者の判断能力の低下につけ込んで、不必要な商品の購入などをさせる勧誘行為(過量販売・次々販売)による消費者被害が増えていますが、法改正により、これらの不必要な契約について、消費者に取消権が認められるようになりました(例外あり)。

消費生活センター(☎048-424-9162)では、取消権の行使についての相談も受け付けています。遠慮なくご相談ください。

実際の被害事例

○健康食品の試供品を頼んだら強引な勧誘が始まり、飲みきれない量を買わされた。

○布団の訪問販売を断りきれずに1組契約したら、点検と称して何度も訪問され、必要がない量を次々買わされた。

○無料の品を目当てに通っていた販売会で、気が付いたら2カ月で500万円以上の契約を結んでいた。

○物忘れが激しい母を業者が車で迎えに来て、次々物を買わされていた。

アドバイス

【高齢者の方へ】

勧誘されても不要な商品の購入はきっぱり断りましょう。

販売会などには安易に近づかないようにしましょう。

大切な老後の資金を取り崩してまで購入が必要かよく考えましょう。

【家族や周囲の方へ】

高齢者の話を頭ごなしに否定したりせず
に、高齢者の話に耳を傾けましょう。
高齢者に寄り添った話し合いを心掛けま
しょう。
認知症の場合には、成年後見制度の利用
も検討しましょう。
被害にあっていて、これから被害にあい
そう、という方に気付いたら消費生活セン
ターへご相談ください。

▶問合せ／経済振興課(☎048-424-9606)

全国一斉「女性の人権 ホットライン」強化週間



さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員会連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーーカー行為など、女性をめぐる様々な人権問題に関する電話相談を受け付けます。秘密は厳守します。

日時11月13日(月)から19日(日)まで、午前
8時30分～午後7時※18日(土)・19日(日)
は午前10時～午後5時

相談番号 ☎ 0570-070-810

相談担当者法務局職員、人権擁護委員
問さいたま地方法務局人権擁護課(☎048-859-3507)

無料税務相談会の開催

日11月13日(月)、午前10時30分～午後4時30分場ほっとぷらざ4階対新座・志木・朝霞・和光市民の方内税理士が個別に税金に関する相談に応じます。※要予約
関東信越税理士会朝霞支部 (☎048-465-0025)